



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ロバート・H・ジャクソン、その業績と思想の検討 : The Global Covenant: Human Conduct in a World of States (2000) の射程
Author(s)	五十嵐, 元道; IGARASHI, Motomichi
Description	書評
Citation	北大法学論集, 57(6), 231-252
Issue Date	2007-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/20543
Type	departmental bulletin paper
File Information	57(6)_231-252.pdf



ロバート・H・ジャクソン、その業績と思想の検討

—— *The Global Covenant: Human Conduct in a World of States* (2000) の射程 ——

五十嵐 元道

一、ロバート・H・ジャクソン (Robert H. Jackson) について

冷戦後の国際社会をどのように捉え、人道的介入や平和構築

といった問題をどのように考察するかが、現在の国際政治学上の最重要課題のひとつとなっている。ロバート・H・ジャクソンはこの課題に対し、*The Global Covenant* という著書において、英国学派の学問的遺産を継承しながら、正面から体系的な

分析を試みている。本稿は、ジャクソンの上記の著書を中心に、彼の学問的業績と思想を概観、検討する。

ロバート・H・ジャクソンはカナダ人の国際政治学者である。彼は学士号・修士号とともにカナダのプリティッシュ・コロンビア大学で取得し、Ph. Dはアメリカのカリフォルニア大学バークレー校で取得している。一九七〇年にプリティッシュ・コロンビア大学に赴任し、二〇〇一年まで在任した後、ボストン大学に移り、現在もそこで国際関係論の教授として研究を続けている。専門は特に第三世界（とりわけアフリカ）の国際関係論と、国際社会の倫理規範の研究である。

彼は、脱植民地化した第三世界（特にアフリカ）を分析した *Quasi-States: sovereignty, international relations and the Third World* (1990) と一躍脚光を浴びることになった。この著作で彼は、様々な国際法や歴史の考察に基づいて、第三世界を取り巻く国際社会の倫理規範と、そのジレンマを浮き彫りにした。そのジレンマとは以下のようなものである。

まず「アフリカの年」と呼ばれ、多くの独立国が生まれた一九六〇年以前、国際社会は自立的に国家運営できた国家にのみ主権を付与してきた。この主権を「自らが自己の主人である」という意味で、「積極的主権」(positive sovereignty) とジャク

ソンは呼ぶ¹⁾。しかし、一九六〇年代に入って、国際社会は民族自決の原則に基づいて、かつての植民地が独立して国家になるにつれ、その国家運営の内実を問わずに主権という非介入の特権を与えていった。この主権を「干渉からの自由」という意味で、「消極的主権」(negative sovereignty) とジャクソンは呼ぶ²⁾。その結果、第三世界の中に国家運営のおぼつかない国々が出てきてしまう。こういった国家をジャクソンは「準国家」(quasi-states) と名付けた。この準国家では、人権侵害がしばしば起きてきたが、これらの国家が消極的主権を盾にしているために、国際社会は正統的にそこに介入して人権侵害を停止、改善させることが出来なくなってしまった。しかしながら同時に、消極的主権に基づいて不干渉を主張する第三世界の国々が、国家運営が困難であることを理由に（つまり、積極的主権の欠如を理由に）援助を要求してくる、という奇妙な状況が立ち現れたのであった。

ジャクソンが案出した、この準国家 (quasi-states) という分析枠組みは、第三世界研究において数多く引用されるのみならず、それまで第三世界を必ずしも考慮に入れていなかったリアリズムやラシヨナリズムに大きなインパクトを与えることになった。というのも、この両者の立場では自らを統治可能な国

家が前提とされており、準国家という現象を十分に説明できないからである。またジャクソンがこの著書によって、それまでマルクス主義が明らかにしてきた第三世界という弱者の「弱さ」のみならず、主権を盾にも武器にもする弱者の「強さ」に光を当てたことも学問上、重要な点であった。ジャクソン自身は自らのアプローチを英国学派であるとして、M・ワイトやH・ブルの研究に基づいて議論していることをこの *Quasi-States* でも強調しているが、第三世界を英国学派的遺産によって分析したという意味で、ジャクソンは英国学派に新たな方向性をもたらしとも言えよう。

二、グローバル・コベナント (The Global Covenant)

そのジャクソンが二〇〇〇年に出版したのが、*The Global Covenant: Human Conduct in a World of States* である。この著書はいわば、第三世界のみならず、現代の国際社会全体にかかる規範が存在しているのかを包括的に検討したものである。これはジャクソンのそれまでの研究の集大成であり、その内容は多岐にわたって複雑である。本節では、とりわけジャクソン

が析出した規範の①内容、特質、②歴史的起源、③冷戦後の国際社会との具体的な関連性、という点を中心に概観していく。

(一) グローバル・コベナントの内容と特質

ジャクソンは現代の国際社会において規範として共有されているものを、「グローバル・コベナント」(Global Covenant)と呼ぶ。彼はこの規範概念を「幅広い歴史的・理論的スペースクティブから国際社会の多元主義的構造を調査することによって」、冷戦後の国際社会に内在するものとして提示して見せる。⁽⁴⁾より具体的に言えば、国際社会の歴史と法、さらに、これまで積み上げられてきた政治理論の分析によって、彼は国際社会における核となる諸規範(グローバル・コベナント)の析出を試みているのである。

では、ジャクソンはグローバル・コベナントをどのようなものとして分析したのか。一言で言えば、グローバル・コベナントとは、独立・不干渉の権利(消極的主権)を持った主権国家が、それぞれの善き生(good life)をそれぞれのやり方で追求することを相互に認め、共存を図る、(自己)の善で一方的に相手を正すと言う意味での)パターナリズムを否定した、多元主義的な国際社会の規範である。この規範によれば、各国家(よ

り正確に言えば、主権国家システムの機能や管理に関わる政治関係者 (statespeople)⁽⁵⁾ は思慮 (prudence) を用いて自国の利益とともに他国を含めた「われわれの利益」を追求することで共存を図る。これをジャクソンは「思慮の規範」(prudential norms) と呼ぶ。このような思慮に基づいた国家ないし政治関係者の行動は、普遍的な倫理規範で計ることは出来ない。そのため、国家ないし政治関係者を取り巻く状況を考慮した「状況倫理」(situational ethics) が国際社会では重要な規範となってくる。また、これとともに、国家主権・非介入の原則を基礎とした国連憲章第二条に代表される国際法 (その他の例として、一九七五年に出されたヘルシンキ宣言、さらにOAU憲章など) などの国家間の制度・取決りも国際社会の維持にとって重要となる。これをジャクソンは「手続き的規範」(procedural norms) と呼ぶ。このような「思慮の規範」と「手続き的規範」は、それぞれリアリズム(前者)とラショナリズム(後者)の見方に関連したものである。そして、これら両方をその要素とするグローバル・コベナントという規範概念は、E・H・カーの著名な分類に従えば、ユートピアとリアリティの両方の側面を含んだ包括的概念であるとされる。⁽⁶⁾ また見方を変えれば、この規範概念は、「平和」を目指して積み重ねてきた倫理規範の

東とも言えよう。

このジャクソンが提示するグローバル・コベナントという概念は多面的な概念である。まず、これは冷戦後の国際社会に実際に存在している規範であると同時に、歴史的に構築されてきたものである。したがって、これは歴史と現状の分析による帰納的概念ということが出来る。その一方でこの規範は、ジャクソンにとっては正当化すべき価値規範でもある(正当化の論拠は本稿三節で論じる)。そういう意味では、将来的に国際社会が維持・発展させていくべき規範であるとも言える。

強調しておきたいのは、このグローバル・コベナントの想定する世界が、あくまで主権国家を中心的アクターとする国家間の社会であるという点である。これをジャクソンは、M・オークショットが『人間行為論』(On Human Conduct) で展開した人間の結合関係に関する議論に倣って、「国際ソキエタス」(international societas) と呼ぶ。⁽⁷⁾ この社会では、各国が独立に行動しながらも、最低限の共通の行動準則(グローバル・コベナント)に従うことで共存が可能となる。⁽⁸⁾ 先述したグローバル・コベナントの二つの要素とされる規範に即して言えば、諸国家は「思慮に基づくつながり」(prudential association) と「手続き的つながり」(procedural association) をそれぞれ構成す

るのである。⁽⁹⁾しかし、全ての国家の「利用可能な軍事力・経済力が同じではない」以上、「責任が権力の分身であるとすれば」、自ずと大国は国際社会における(国家間の共存という意味での)「平和」の責任の多くを負うことになる。⁽¹⁰⁾ちなみにこの国際ソキエタスの反対概念は、「国際ウニベルシタス」(international universities)であり、こちらの社会は共通の目的の追求において、それぞれのアクターが相互に依存し合い、時に干渉し合うものである。⁽¹¹⁾ジャクソンは、こちらが概念が示す特徴を現在の国際社会が持っているとは考えない(H・ブルの「国際社会論」との相違を含めて、後述)。

また、このことと深く関わるが、グローバル・コベナントが想定する国際社会は、多元主義的な社会である。⁽¹²⁾ジャクソンはこの「多元主義」という言葉を、「様々な独立の政治共同体や主権国家の道徳的価値が国際的な倫理によって肯定されている、という意味で用いる。そして多元主義は、そのような諸国家の社会の道徳的価値を肯定するものである。⁽¹³⁾このグローバル・コベナントの「多元主義」はF・フクヤマの普遍主義ともS・ハンチントンの相対主義とも距離を置いたものであるとされる。⁽¹⁴⁾ジャクソン自身がその位置を両者の「中央」と表現しているように、⁽¹⁵⁾この規範概念は様々な文化圏の相違(例えば人権

をどのように解し位置付けるか、など)を認識し、そして許容する。許容するということは、バターナリステイックな干渉を避け、相互の相違を超えて「平和」を維持しようとする、ある種の共通の文化を国際社会が持つということに他ならない。それがいわば、グローバル・コベナントであり、その意味でジャクソンはこれを「最低限の国際的文明」と表現する。⁽¹⁶⁾つまり、このグローバル・コベナントという概念が示唆する世界は、十字軍的介入や文明間の衝突を伴わず、むしろ国家間、とりわけ大国間の協調によって「平和」が実現しうる世界なのである。⁽¹⁷⁾

(二) グローバル・コベナントの歴史的起源

このグローバル・コベナントという規範概念の歴史的起源は、ジャクソンによると一六四八年のウエストファリア条約であったとされる。⁽¹⁸⁾この条約は、国家を中心とした世界の始まりの象徴であったのみならず、一五五年のアウクスブルグの宗教和議において定式化された「*cujus regio, ejus religio*」(王の領土内にては王の宗教に従うべし)の原則を確認するものでもあった。それはつまり、多元主義的な国際社会構造の萌芽であった。これ以降、この原則は世界大に拡大し、グローバル・コベナントにつながっていく。

また、グローバル・コベナントの発展・拡大にとって決定的な出来事となったのは、ジャクソンによれば、一九六〇年代の植民地の独立である。⁽¹⁹⁾先に述べたように、一九六〇年代に入って、国際社会は民族自決の原則に基づいて、かつて植民地だった国家に対して、その国家運営の内実を問わずに(消極的)主権という非介入の特権を与えた。このことによって、世界から主権がある状態と無い状態の「あいだ」(植民地、保護領、委任統治、信託統治、共同管理など)という存在が消え、国際社会はそれまでのヒエラルヒー的構造から、水平的構造になったのである。言い換えれば、これは国連憲章二条で示された国家主権に関する大原則の拡大であった。

このとき同時に、植民地主義に内在していたパターナリズムが、国際社会においてその正統性を完全に失うことになった。国際社会は反パターナリズムをその規範に組み込んだのである。ジャクソンはパターナリズムについて、R・ドゥオーキンの言葉を引き、次のように定義する。

パターナリズムとは、強制を受けている人格の価値や利益、必要、幸福、善、福祉に排他的に言及する理由によって正当化された、その人格の活動の自由に対する干渉である。⁽²⁰⁾

そして政治的パターナリズムとは、合意を要しない不平等な関係に基づいて、一方的に自分の善で相手を正すことであり、それはいわば「慈善的で、しかし一時的な専制政治である」としている。⁽²¹⁾

ジャクソンは、この植民地独立に伴う国際社会によるパターナリズムの否定を国際社会の規範研究において、非常に重要なものと考える。事実、彼は *The Global Covenant* のなかで「国際関係論の学者のほとんどが、これらの「植民地独立による」重大な規範的变化に注意を向けていないということは驚くべき事である」と述べている。後述するように、このジャクソンの思想の特徴は、冷戦後の国際社会における介入の問題の解釈に直結している(本稿三節参照)。

(三) グローバル・コベナントと冷戦後の国際社会の具体的な関係
連性

では、このグローバル・コベナントという規範概念は、具体的に冷戦後の国際社会とどのように関連しているのか。ここではとりわけ、主権国家を超えた普遍主義(国際ユニベルシタス)の主張の根拠となりうる、国連、国際司法裁判所(ICJ)、EUといった組織をジャクソンがそれぞれどのように説明し、

どのようにグローバル・コベナントのなかに位置づけているの
か見ていく。

まず国連についてジャクソンは次のように述べている。

国連を含め、すべてのIGOは例外なく、国家が生み出した
ものである。それらは国家により立案され、設立されたので
ある。さらに、それらは国家からの恩恵を受けている国際公
務員によって運営されている。²³

〔国連を含む様々なIGOの活動がなくても〕国際社会は存
在するだろうし、これまでも存在してきたのである。²⁴

ジャクソンはこのように、国連はあくまで国家によって生み出
されたものであり、国際社会の補助機関にすぎないという理解
をする。それはグローバル・コベナントが示す国際ソキエタス
という世界の構造を変化させるような組織とは見なされない。

また、ICJについてジャクソンは、*The Global Covenant*
の次の著書であり、その内容が連続してゐる *Classical and*
Modern Thought on International Relations (2005) において、次
のように述べている。

例えば、ICJのような国際裁判所の地位において〔国家の〕
合意は明白なものである。ICJは国家の合意によってのみ
国際的な紛争に関して当事国への管轄権を行使する。条約は
合意する主権国家に基づく国際世界を明らかにしている。²⁴

このようにICJも国連同様、主権国家に基づいた国際社会を
補完する役割と見なされている。条約に対する主権国家の合意
で成立したという点においては、国際刑事裁判所（ICC）も
同様であり、同じ見方がこれについても出来よう。

そしてEUに関しては、ジャクソンは次のように議論する。
まず、EUを国家の主権を超えたものと見る見方と、主権の枠
内にあるとする見方の両方を提示する。そして、そのそれぞれ
が示唆するところを説明する。しかし、ジャクソンがこのどち
らか一方を自らの意見とすることはしない。その代わりに、ヨーロッ
パとEUに関して次のように述べる。

ヨーロッパにおいてのみ、おそらく、より広く言えば西洋に
おいてのみ、出現しつつあるウニベルシタスの非常に明白な
兆候が存在するのである。……ヨーロッパ共同体（EU）は、
共通の目的、とりわけ経済的な領域でのそれに適合するよう

な制度的枠組みを有した、最たる例である。⁽²⁵⁾

つまり、ジャクソンは少なからずEUを、国際ソキエタスを超えて国際ユニベルシタスに向かっているものとして捉えている。ただし、それはまだ兆候に過ぎないのであって、現出しているのではない。それに加えて、彼はEUを国際社会全体が国際ユニベルシタスに変わる兆候とは見ない。あくまで、「それは地域的なものであって、普遍的なものではなく」、ヨーロッパの内部に限定されたものと捉える。⁽²⁶⁾したがって、EUが仮に国際ユニベルシタスだと解釈できても、それは国際ソキエタスである世界全体のなかの大きなアクターのひとつに過ぎないというわけである。⁽²⁷⁾

では、ジャクソンは国際社会全体を一体どのように見渡すのか。彼は国際社会全体の安全(security)に関する規範が三層の同心円になっていると考える。一番外側の円は準国家群であり、ここでの安全は、国連憲章などで保障された領土の保護に限定される。続いて中間の円は、非西側諸国である。ここでの安全は自国のそれと国際的なものであり、地域の国家間秩序と自国の安全を守るための国家や同盟関係の能力に基づいて保障される。そして最も中心にある円は、西側諸国である。ここ

の安全は、国家間はもちろん、人間個人の安全までも含み、人権は主権を乗り越えて保護されるのである。このように彼は国際社会がグローバル・コベナントという共通の「最低限の国際的文明」たる規範を持ちながら、同時に安全に関する規範では三層に分かれた世界を考えているのである。

ではさらに、冷戦後の国際社会において主権と人権が正面から対立してしまう介入の問題に関して、ジャクソンがグローバル・コベナントを基にして、いかに考察したかを見てみたい。これについては節を改めて議論することにする。

三、人道的介入と国家建設をめぐって…グローバル・コベナントの裏面

ジャクソンのこれまでの研究において、大きなテーマのひとつとなってきたのは、介入の問題をいかに分析するかであった。*Quasi-States* (1990) から *Classical and Modern Thought on International Relations* (2005) に至るまで、この問題は一貫して検討されて来たのである。そこで本節では *The Global Covenant* に限定せず、*Quasi-States* から *Classical and Modern Thought on International Relations* にかけて、ジャクソンが介入の問題をい

かに扱ってきたかを検討する。そうすることによって、より深く *The Global Covenant* での議論を理解することが狙いである。

(一)で注目したいのは、人道的介入と(外部の権力による)国家建設という二種類の介入の問題である。考察に入る前に二、三これらの概念について述べておく。まず両者は時系列的に連続したものと見ることができ。大抵、人道的介入のあとには国家建設の問題が付随し、国家建設の問題は介入における「引き際」の問題となる。けれども、ひとつの事例で必ずしも同じアクターが両方の活動をするとは限らないし、正当化の根拠もそれぞれ別々であることが少なくない。さらに時代や事例によって国際政治上での重要度がそれぞれ違うこともあり、両者は区別して考える必要がある。

また、この(外部の権力による)国家建設という言葉は、現在では平和構築を示唆するが、植民地独立以前の時代では信託統治や委任統治を必然的に示唆する、ある意味、両義的な言葉である。しかしこの両義性は、実のところ国家建設という意味での平和構築が信託統治とパターンリズムという点で共振してしまっていることを示している。結論を先取的に言えば、この問題が結果的にジャクソンの考察に大きな影響を及ぼしている。ではジャクソンがこれらをどのように考察したかを以下で

検討したい。

まず、その著書 *Quasi-States* においてジャクソンは、人道的介入よりもむしろ(外部の権力による)国家建設を念頭に置きながら介入の問題を議論している。そこで彼は、被介入国の主権的地位を引き下げる信託統治のような介入が、パターンリズム以上、実現はまず不可能と考える。しかしその一方で、そういった介入が人権保護や経済・行政システムの発展などに効果があることを認める。そこで現状の管轄権内で積極的に(つまり、少なからずパターンリズムを伴った)援助を行う「レボリューションリズムとラショナルリズムの間」という折衷的な立場を主張する⁽³²⁾。ただし、M・ウォルツァーがその著書 *Just and Unjust Wars* で、内戦や大量虐殺といった極端な人権侵害に陥らない限り介入すべきではなく、「外部の権力によって与えられた」独立は人を自由にするのではないのであって、あくまで「政治共同体の自由は自らが勝ち取らなければならない」としたことに對してジャクソンは、それは「その地域の圧制者や国際社会に直面している人々に対して：過剰に徳(virtue)を期待している」と批判している⁽³³⁾。このような批判に鑑みれば、この当時ジャクソンがある程度介入の正当化可能性に重きを置

いていたことは確かである。

介入、とりわけ（外部の権力による）国家建設の実現可能性を否定しつつも、その実効性と必要性を認めるこの *Quasi-States* でのジャクソンの考察は、いわば、パターナリズムを認めていた方が国際社会にとっては良かったのではないか、というジャクソンの本音につながる。ジャクソンはこの著書の最後で、象徴的に次のように述べる。

しかしながら、国際的な信託統治といった、より押し付けがましい形式を含む、非常に多様な国際的地位は、脱植民地化した状況を、一次元的な消極的主権体制化において何度も明らかにした状況も、満足のいくものにしたかもしれない。⁽³⁴⁾

ある論者がこのようなジャクソンの姿勢は「パターナリズムや人種主義にさえ回帰する議論であると非難されうる」としているように、これは *Quasi-States* におけるジャクソンの思想のパターナリスティックな側面を示している。そもそも、このような彼の姿勢は自身の植民地主義の理解から派生している。アフリカの地域研究で著名なジェフリー・ハーブストは、「ジャクソンは植民地主義が高度に法的なものであり、規則に基づいた

システムだったと議論してきた」と分析・批判する。⁽³⁶⁾ 想像をたくましくすれば、国際社会の規範変化がパターナリズムを否定していったプロセスは、ジャクソンがパターナリズムを内心で許容していたことによつて、却つて彼の興味を惹くものであつたかもしれない。さらに踏み込んで言えば、その結果、他のどの論者よりもパターナリズムを許容しない新たな国際社会規範の存在に注目し、それを強く唱導していったのかもしれない。

このような反パターナリズムの国際社会規範に対して、ジャクソンは *Quasi-States* において将来的に国際社会の規範がその内容を変える可能性を示唆している。彼はそのなかで消極的主権体制が今後も継続すると予測しながらも、ソ連のゴルバチョフによる一連の劇的な改革を契機として、人権規範がその後の国際関係のなかでの原理として認識される可能性がわずかにあると述べている。⁽³⁷⁾ このように一九九〇年当時にはまだ、国際社会の規範が冷戦終結後どのように変化するかはつきりとしていなかった。そのなかで彼は否定的にはあるが、人権規範と結びついたパターナリズムの許容可能性をその将来に見ていたのである。

しかし冷戦終結を境として、ジャクソンの重心は徐々に移動していく。一九九五年の論文でジャクソンは、*Quasi-States* 執

筆当時にはまだはつきりしていなかった冷戦後の国際社会の規範を、とりわけ介入の問題とともに分析している。そこで彼は「国際コミュニティが実際にどう定義されるかによって、介入の規範的ロジックが影響を受ける」として、介入（特に人道的介入）を検討するうえで冷戦後の国際コミュニティは国家中心なのか、それとも人間中心なのかという問いを立てる。そして、ジャクソンは冷戦後のコミュニティは人権の尊重に重きを置いているものの、やはり国家が中心的主体である以上、介入という手段は規範的には否定されるとしている。³⁸ もし、それでも介入を実行するとすれば人道的必要性に基づく別の正当化が必要であり、仮にその正当化に成功してもなお、介入に伴って生じる派遣された自国民の犠牲が、果たして正当化される範囲のものなのかを検討する必要があるとしている。⁴⁰ このようにジャクソンは一九九五年の時点で、介入の正当化に対し、非常に厳しい立場を取るようになった。

ジャクソンのこの重心の移動と関連して、彼が冷戦の崩壊をどのように考えていたか、ここで若干触れておきたい。まず、ジャクソンは冷戦期における東欧とソ連について次のように語っている。

冷戦期に東欧諸国は、非介入の規範と相互の主権を尊重する国家のソキエタスを構成する代わりに、モスクワに従属していた。彼らの関係は、共産主義者の準帝国またはウニベルシタスの関係であった。そのなかで本当に独立した国家であったのは、ソ連だけだった。⁴¹

このようにソ連とその周辺国はジャクソンの理解では国際ウニベルシタスだった。しかし、ソ連の崩壊によってこのウニベルシタスは崩れ去った。ジャクソンの解釈では、一九九〇年のパリ憲章はいわば、一九四五年以降の主権平等などの大原則（国連憲章二条）の肯定であり、それはロシアなどの旧ソ連諸国の国際ソキエタスへの復帰を意味していた。⁴² さらにその後、世界史上ではユーゴスラビアの解体、チェコ・スロバキアの分裂が続く。これによって主権国家はその数を一層増していったのである。⁴³ つまり、ジャクソンの見方に基づけば、冷戦の崩壊は（消極的）主権国家体制の強化ないし再生産に他ならなかった。

そして、その五年後に出版された『The Global Covenant』において、ジャクソンは人道的介入と（外部の権力による）国家建設を別々の章で議論している。まず人道的介入に関しては、その是非自体を歴史的事例に即さず抽象的に結論することはでき

ないとして具体的な事例による検討を主張し、ソマリア、ボスニア、コンボの事例をそれぞれ検討している。ここで注目すべきなのは、このような介入の事例を検討する際の前提として、人権規範が非介入の大原則に優越せず正当化の責任は介入する側にあるとするのみならず、⁽⁴⁶⁾もし国際社会の安定と少数派の人々の権利と保護が天秤にかかった場合は、前者を優先するべきであるとしていることである。⁽⁴⁷⁾これらに関するジャクソンの論拠については後述)。このように *The Global Covenant* では九五年の論文よりも国家主権（ないし多元主義的国際社会規範）が一層、人権よりも上位の規範として強調されている。

一方、（外部権力による）国家建設についてジャクソンは、冷戦後の最も典型的な国家建設活動（平和構築活動）とされるところの、安保理決議一四四四（一九九九年）に基づくコンボの国家建設活動をその批判の対象とする。⁽⁴⁸⁾というのも、ジャクソンによればこの活動は実質的には信託統治と同じであって、現在の国際社会の反パターナリズム、非介入の規範には適合しないからである。パターナリズムは一九六〇年代にすでに否定されたのであって、その実質的な肯定は歴史の針を逆回転させることに相違なかった。そうである以上、彼は破綻国家（collapsed states）⁽⁴⁹⁾の国家建設は信託統治が直面した様々な問

題（パターナリズムの問題をはじめ、信託統治の開始・終了に関する法的な基準や主体など）を解決しなければ実行し得ないとして、実質的に主権を国連などの外部権力に移譲するような国家建設活動を強く批判するのである（この考えはその次の著書 *Classical and Modern Thought on International Relations* でも同様である⁽⁵⁰⁾）。

このようにジャクソンは、当初、介入をめぐる主権と人権のジレンマに対して、人権規範の優越可能性、パターナリズムの許容可能性をある程度意識していたものの（*Quasi-States*）、冷戦の終結とともに、人権規範よりも国家主権や国際社会の安定、反パターナリズムにより一層の重きを置くようになり、最終的にはそれを強く唱導するようになったのである（*The Global Covenant* xviiに *Classical and Modern Thought on International Relations*）。

このパターナリズムを否定し、国家主権や国際社会の安定を重視するジャクソンの考えは、基本的に次の三つの論拠に基づいている。⁽⁵¹⁾

第一に、善き生を追求する責任は国家の政府にあるのであって、国際社会にはない。そもそも、「そのようなことは国際社会の力の及ぶ範囲内でも多分ないのである。」⁽⁵²⁾あくまで国際社

会は「外部からの干渉の心配なしに、独立国家のなかで「善き生」の追求を可能にする保証」をするだけであって、それ以上ではない。⁽⁵⁴⁾ それというのも、「善き生」の「国内での政治的な必要条件は時と場所によって異なって解釈される」からである。したがってジャクソンからすれば「人道的介入は義務たりえない。そんなことになれば、（介入する側となる民主主義国家の指導者たちにとつての）自国の市民に対する第一義的な義務を排除することになる」。

また「国家建設は主に長期的な国内プロセスである。それは結合した政府と人民の責任、努力、意思によつてのみもたらされるものなのである」⁽⁵⁵⁾。さらに言えば、そもそも「自己統治の責任というものは、要するに自己を統治する市民の責任であり、自ら己の政府を作り、自らのやり方でその政府を扱うということなのである」⁽⁵⁶⁾。

第二に、第一の議論と深く関わるが、ジャクソンが想定する国家主権は必ずしも人権と対立するものではない。国家は善き生の追求の場であり、「国際社会の歴史的発展に鑑みると、国家主権は人道主義と調和するものであり、永久的に分離したものではあり得ない」⁽⁵⁸⁾。そして「世界規模で人間が利用可能な政治組織は国家システムのみであり、世界大で人間に福利をもたらすのも国家システムを通してのみなのである」⁽⁵⁹⁾。したがって

ジャクソンにとつては、国家主権をより積極的に尊重することは、人権の侵害を助長することでは必ずしもなく、むしろ、人権を保護するシステムの強化につながりうるのである。

第三に、国家とりわけ強力な大国こそ「平和」への責任があり、現実には「平和」がそれらの協調にかかっている以上、人権規範を優先して無闇に他国への介入を容認することは危険であるとジャクソンは考える。⁽⁶⁰⁾ 彼は「もし国内の状態が無視されずに調査されるならば、無秩序、不安定そして国際的な害悪が引き起こされることになるだろう。これには極端な場合、戦争も含まれる」と述べている。⁽⁶¹⁾ したがって国内的な事情（例えば人権侵害）は、ある程度無視しなければならないというわけである。このジャクソンの考えは、先に述べたヨーロッパの宗教戦争の荒廃から生まれた「*cujus regio, ejus religio*」（王の領土内にては王の宗教に従うべし）の原則に基づいている。ジャクソンはこの原則が現在に至るまで存続し、なおかつ世界大に拡大してきたとする。⁽⁶²⁾ そして、それが非介入の大原則としてグローバル・コベナントの中心的規範になっていると考えているのである。以上のように、ジャクソンにとつて非介入の大原則はいわば道徳的要請なのである。

国際秩序が道徳的に世界秩序（全人類の間の秩序）に優越す

ることを示唆するジャクソンのこのような考えは、英国学派の先達であり、同時にジャクソンに対して最も影響を与えたH・ブルが「世界秩序は、道徳的に国際秩序よりも優先する」と述べたことと対照的である。⁽⁶³⁾ もちろんジャクソン自身、国際秩序が時に人権規範に優越することで起きる害悪を当然認識しているわけだが、そのことも含めて彼はグローバル・コベナントという国際社会の規範を、チャーチルの有名な民主主義に関する言葉を引いて、これまで試されてきたもののなかでは、もっともましな国際規範・体制であるとしていることは興味深い。言い換えれば、国際社会秩序のために少数者の人権が犠牲となることは、ジャクソンの見方からするとより少ない悪(lesser evil)ということになるだろう。これはグローバル・コベナントのいわば裏面に当たる部分である。

四、問題点と可能性

では、このようなジャクソンの思想に問題はないのだろうか。評者はここで次の二つのことを批判したい。

まずジャクソンが示唆する「平和」についてである。評者はこれまでこの「平和」を括弧書きとしてきた。それというのも、

これが果たして我々が求める平和なのか疑問を持っているからである。本稿三節の最後で述べたように、ジャクソンの「平和」には犠牲が伴う。迫害される少数者の犠牲である。平和研究の分野においては、戦争がない状態を「消極的平和」と呼ぶことがあるが、ジャクソンの「平和」はその意味で、まさに消極的である。

これに対して、国際政治学者の中村研一は平和概念を①秩序維持、②正義の実現、③精神の平安、の三次元から整理・検討している。彼によれば、平和概念は多次元なものであり、場所でのその力点が変わってくる。そのようにした上で、彼は現在の時点において、いかに平和を各次元で規定すべきかを議論する。本稿では中村の議論の全体像を詳細に紹介する必要はない。そうではなく、「平和」は、ジャクソンの主張するような国家(とくに)大国の間の秩序維持(①)に還元されるものではなく、②(正義の実現)の次元を含む概念である点に留意する必要がある。中村は、正義を「ある人間が、他者の可能性の実現を妨げず、またそれに貢献するように、自己の可能性を実現させること、あるいはそのような人間行動のパターンや人間相互の関係が集団全体として支配的になるように行動すること」と定義する。⁽⁶⁶⁾ そして、「(正義の次元) 平和は正義の一部分で

あり、正義を成立させる基本的な前提条件のみを指すものとする。⁽⁶⁷⁾

このように正義を解釈し、平和を「正義の一部分」と考えれば、ジャクソンの述べている「平和」が、まだ不十分なものであることが分かる。少数者の犠牲の上に成り立つ「平和」は、ひとつの目標であるにしても通過点に過ぎず、我々が最終的な目標とすべき平和ではあり得ないだろう。

第二に問題なのは、三節で述べたように、少数者の犠牲を止めるために国際社会が介入する義務を持たないということ、言い換えればその義務が国際社会の規範、つまりグローバル・コベナントに含まれないということである。ジャクソンの議論では、あくまで（人道的）介入をする側には、主権が持つ非介入の特権を超越するような論拠を立てることが求められる。また、逆に論拠が立つような苛烈な人権侵害状況があっても、国際社会が介入するかどうかは、自由裁量であるとされる。さらに（外部権力による）国家建設に関しては、被介入国の主権の委譲を伴うようなものは、植民地主義と同様であるとして否定される。これに対して、二〇〇一年の十二月、カナダ政府の支援の下で「介入および国家主権に関する国際委員会 (International Commission on Intervention and State Sovereignty)」(以下、ICISS)が発表した“Responsibility to Protect”というレポート

トは、国際社会の介入義務について示唆に富む議論を立てている。⁽⁶⁸⁾このレポートは、「保護する責任 (Responsibility to Protect)」という概念を提示する。この責任概念は、①予防する責任、②反応する責任、③再構築する責任、の三つに分かれ、次の二点を基本原則として掲げる。

A. 国家主権は責任を示唆するものである。第一の人民の保護責任は、国家それ自体に存する。

B. 国家の失敗や抑圧、反乱、内戦の結果として人民が深刻に害されていながら、問題の国家がそれを停止したり、防置したりしない、または出来ない場所においては、非介入の原則は国際的な保護する責任に従属する。

このように、国家が人民の保護責任を果たせないような場所では、その保護責任が国際社会に移転する、という議論がなされている。これはあくまで国連憲章二四条の下での安保理の責任や、様々な人権を保護することを定めた国際法、さらにこれまでなされてきた実際の人権保護活動の事例に基礎付けられている、とされる。また、軍事力による介入は最終的な手段であり、基本的にはそれ以外の手段による予防措置が優先される。そし

もちろん、行動の結果のコストと不作為のコストを衡量することが介入する側には求められるのである。¹⁹⁾

このようなICISSの議論は、主権の解釈に関して言えば、実のところジャクソンの立場と非常に近いものである。しかし、人道的介入が国際社会の義務であるか否かでは、両者は真つ向から対立する。確かにジャクソンが考察するように、現在の国際社会の規範として介入が義務として見出されるか否かは解釈が分かれるところである。けれども、一九九四年に起きたルワンダでの百万人を超える死者を出した大虐殺をすでに国際社会は見過ごしてしまっている。ルワンダのジェノサイドについてM・イグナティエフは次のように述べている。

ルワンダでの出来事は、つぎの三つのことを例証する事例となっている。第一に、国内紛争と対外紛争の間の線引きは困難であるということ、第二に、私たちに干渉するのを思いとどまらせている国益という基準は、その擁護者が主張するほどはつきりしたものではないということ、そして最後に、残酷行為が直接的な国益をなんら損なうことがない場合であっても、その残酷さの程度があまりにひどいために介入せざるをえないこともありうるということ、この三点である。²⁰⁾

このようにルワンダのジェノサイドは、国際社会が最も介入を要した事例のひとつと解釈されるのである。この取り返しのない犠牲を乗り越えて、我々は今、人道的な介入を責任として解釈していくべきではないだろうか。「保護する責任」という概念は、「保護する権利」の概念とは違って、「支援を求め、必要とする人々の視点から問題を評価することを示唆している」。²¹⁾冷戦後の国際社会で、保護を求める様々な人々を無視することは、我々にとって多大なコストなのではあるまいか。

また、ジャクソンがパターナリズムの問題から批判する（外部権力による）国家建設についても、ICISSは「再構築する責任」という形で肯定し、真つ向から対立している。もちろん、ICISSも法的な主権を外部の権力に移転するということを主張するのではない。あくまで、事実上の (de fact) 主権を一時的に移転するということである。²²⁾しかし、ジャクソンが指摘するように、事実上の主権であっても、それを被介入国から一時的に移転させて、外部の権力が国家建設することは、パターナリズムの害悪と、人権とりわけ生存権の侵害に比べて、比較衡量したとき、果たしてどちらがより少ない悪であろうか。国家建設が成功して外部の権力が撤退すれば、パ

ターナリズムの害悪も同時に消滅していくであろうが、国家の不在による人権侵害という害悪は、国家が再度出来上がるまで、持続し増加し続けるのである。その比較衡量の上でも、国家建設という意味での平和構築活動は否定されるのであろうか。

むしろ、評者はグローバル・コベナントの内容をジャクソンとは違った形で解釈することで、この思想が逆に様々な平和構築活動を根拠付ける可能性があると考えている。ジャクソンは国家について次のように述べている。

人間は、善を実現するために成功した形で国家を作り出して初めて、善き生を享受することができたのである。⁷⁴

国家がもしジャクソンが主張するほどに現時点で最も優れた善き生のための場であるなら、多元主義の最低限の要請として国家の再建、すなわち平和構築は容認されるのではないだろうか。また、破綻国家という国際秩序から抜け落ちた場所に、再び国家を建設することは、グローバル・コベナントが目指すところの国際社会の秩序維持ということになるのではないか。そして、これまで行われてきた幾つかの平和構築活動は、すでにグローバル・コベナントの一部になっているのではないだろうか。

我々には今、ジャクソンがして見せたように、国際社会の倫理規範を精緻に読み解くことが求められている。

(1) Robert H. Jackson, *Quasi-States: sovereignty, international relations and the Third World* (Cambridge: Cambridge University Press, 1990), p. 29.

(2) *Ibid.*, p. 27. このジャクソンの二つの主権の分類は、やはりI・バーリンの二つの自由概念が基になっている。

(3) *Ibid.*, pp. 4, 8.

(4) Robert H. Jackson, *The Global Covenant: Human Conduct in a World of States* (Oxford: Oxford University Press, 2000), p. ix.

(5) *The Global Covenant* で使われている、この *statespeople* という言葉はジャクソンの造語であり、この言葉が指すのは「主権国家システムを機能させ、管理する組織者や管理者」である、とされる (p. 34)。したがって、この言葉は単に「政治家」というよりも、主権国家システムの運営に関わる一群の政治関係者を念頭に置いていると解釈できる。

また、ジャクソンの考えでは、国際関係とは *statespeople* の相互関係として捉えられるものである

(p. 34)。このように主権国際システムに携わる人間と、その相互関係に着目するアプローチをジャクソンは、「人間主義アプローチ (humanism approach)」と呼ぶ (pp. 55-58)。このアプローチの目指すところは、「一言で言うてしまえば、人間が構成している社会に存在する様々な規範の析出である (pp. 56, 77-78)。学説史的には、ギリシャの歴史家ツキデイスに始まり、M・ワイト、H・ブルに至るまで連続と続いているとジャクソンは述べている (p. 56)。そして、分析の材料として彼が用いているのは、「政治理論、歴史、法」である (p. 56)。ジャクソン自身は、自らのこのアプローチをコンストラクティブズムと区別している (pp. 53-55)。

(6) *Ibid.*, p. 8. E・H・カーの分類については、E・H・カー(井上茂訳)『危機の二〇年：一九一九―一九三九』(岩波文庫、一九九六年)参照。

(7) M・オークショットの議論に関しては、Michael Oakeshott, *On Human Conduct* (Oxford: Clarendon Press, 1975)を参照。C・ムフが注意を促しているところでは、オークショットの「ソキエタス」と「ウニベルシタス」の議論には、国家による干渉の排除といった保守主義的な意図がある(シヤンタル・ムフ『千葉眞ほか訳』『政治的なるものの再興』(日本経済評論社、一九九八年)、第四章、参照)。興味深いことに、ジャクソンの「国際

ソキエタス」「国際ウニベルシタス」の議論も、国家主権や国際秩序の安定を強調し、介入に対して否定的な彼の立場(本稿三節参照)を考慮してみれば、ジャクソンのある種の保守性を示唆するものと言えるかもしれない。

また、*The Global Covenant* の副題 *Human Conduct in a World of States* が示唆するように、ジャクソンのこの著のアプローチ(注五参照)も、オークショットのこの著書に大きな影響を受けている (p. 33)。ジャクソン自身、オークショットの幾つかの著作から多大な影響を受けたことを *The Global Covenant* のなかで認めている (p. 61)。

(8) *The Global Covenant*, p. 61.

(9) *Ibid.*, pp. 116-122.

(10) *Ibid.*, pp. 141-142.

(11) *Ibid.*, p. 61.

(12) ジャクソンはこの多元主義の主張の多くをI・バーリンの『*The Crooked Timber of Humanity*』に負っている。I. Berlin, *The Crooked Timber of Humanity* (New York: Vintage Books, 1992) (福田歓一ほか訳『理想の追求(バーリン選集四)』岩波書店、一九九二年) and R. H. Jackson, *The Global Covenant*, pp. 61, 178-182.

国際社会における多元主義に関するジャクソンの議論としては他に、Robert H. Jackson, *Classical and Modern*

Thought on International Relations (New York: Palgrave Macmillan, 2005), Ch. 6 があり、よりまとまったものとなっている。この著書は、一九九〇年から二〇〇〇年までのジャクソンの論文を中心にまとめられたものである(ただし、この六章はこの著書のために書き下ろしたものである)。内容は *The Global Covenant* と大部分で重なっており、その続編的なものである。

- (13) *The Global Covenant*, p. 42.
- (14) *Ibid.*, pp. 393-396; フランシス・フクヤマ(渡部昇一訳)『歴史の終わり』(三笠書房、一九九二年)、サミュエル・ハンチントン(鈴木主税訳)『文明の衝突』(集英社、一九九八年)
- (15) *The Global Covenant*, pp. 395, 408.
- (16) *Ibid.*, p. 408. これはH・ブルのいう「外交文化」をさらに発展させた概念ともいえる。*Ibid.*, p. 23. さらにH・ブル(白杵英一訳)『国際社会論』(岩波書店、二〇〇〇年)、二七八頁。
- (17) *The Global Covenant*, pp. 141-142. ジャクソンは「大国」について次のように議論している。まず、軍事大国と経済大国を分けた上で、前者については、事実上のアメリカ一極集中とする (p. 140)。ただし、核を保有する他の常任理事国も「応答」に含まれるとしている (p. 205)。また、後者についてはアメリカ、EU (特に下

イツ)、日本が含まれているとする (p. 140)。このようなジャクソンの「大国」に関する議論は、H・ブルによる詳細な検討(ブル、前掲書、注十六、第九章)と比較すると、かなり大雑把である。

また、ブルが「大国」による協調を国際社会における規範として議論するのを避けたのに対して(ブル、前掲書、注十六、二五二頁)、ジャクソンはそれを規範のひとつとして議論している。ジャクソンの考えでは、国家の国際社会における責任はその権力に比例するとされ (pp. 137-143)、その結果、「平和」の責任も権力が強く、国際社会の秩序維持の中心となる大国の責任と考えられるのである。

- (18) *Ibid.*, pp. 162-165.
- (19) *Ibid.*, pp. 126, 322.
- (20) *Ibid.*, p. 412.
- (21) *Ibid.*, p. 413.
- (22) *Ibid.*, p. 106.
- (23) *Ibid.*, p. 105.
- (24) *Classical and Modern Thought on International Relations*, p. 112.
- (25) *The Global Covenant*, p. 127.
- (26) *Ibid.*, p. 127.
- (27) *Ibid.*, p. 349.

- (28) *Ibid.*, p. 215.
- (29) 篠田英朗『斗和構築と法の支配』(創文社、二〇〇三年) 一四頁。
- (30) *Quasi-States*, pp. 71-78, 200.
- (31) *Ibid.*, pp. 200-202.
- (32) *Ibid.*, p. 188.
- (33) *Ibid.*, pp. 186-187. ちなみにウォルツァーの著書での該当部分は、Michael Walzer, *Just and Unjust Wars*, 3rd edn. (New York : Basic Books, 2000), Ch. 6.
- (34) *Quasi-States*, p. 202.
- (35) Neem Inayatullah, "Beyond the sovereignty dilemma : quasi-states as social construct," in T. J. Bierdeka, C. Weber eds., *State Sovereignty as Social Construct* (New York : Cambridge University Press, 1996), pp. 50-80.
- (36) Jeffrey Herbst, *States and Power in Africa : Comparative Lessons in Authority and Control* (New Jersey : Princeton University Press, 2000), p. 59. ジャクソンの論文の該当箇所は、Robert. H. Jackson, "The weight of Ideas in Decolonization : Normative Change in International Relations," in Judith Goldstein and Robert Keohane eds., *Ideas and Foreign Policy* (Ithaca : Cornell University Press, 1993), p. 115.
- (37) *Quasi-States*, p. 195.
- (38) Robert H. Jackson, "International Community beyond the Cold War," in G. Lyons and M. Mastanduno eds., *Beyond Westphalia?* (Baltimore : Johns Hopkins University Press, 1995), p.76.
- (39) *Ibid.*, p. 77.
- (40) *Ibid.*, pp. 74-75. ジャクソンはここで、ソマリア介入の事例を道徳的正当化に成功したと仮定しても、思慮に基づく正当化に失敗している例だとしている。
- (41) *The Global Covenant*, p. 255.
- (42) *Ibid.*, p. 256.
- (43) "International Community beyond the Cold War," p. 66.
- (44) *The Global Covenant*, pp. 85, 249.
- (45) *The Global Covenant* においてジャクソンは、ソマリアは意なき介入が許容され、国際社会規範の漸進的な変化が見られる事例だとしつつ、結果的に忌避されるような介入の失敗事例となったとしている (p. 267)。ボスニアの事例は全面的介入と非介入の中間の選択をしたが、結果は「侵略者を利用、被害者を罰する」ものになってしまったとする (p. 275)。そしてNATOによるコソボ空爆に関しては、非介入の原則を乗り越えるような正義性 (legitimacy) と合法性 (legality) が不十分で、ロシア・中国といった大国との緊張関係を生み出してし

- まのたと批判してゐる (pp. 285-286)°
- (46) *Ibid.*, pp. 373, 252.
- (47) *Ibid.*, p. 291.
- (48) *Ibid.*, Ch. 11. ジャクソン同様に、現代の国家建設活動を信託統治と同じものとみて批判した主張として、William Bain, *Between Anarchy and Society: Trusteeship and the Obligations of Power* (Oxford: Oxford University Press, 2003).
- (49) 破綻国家 (collapsed states) について、I. William Zartman, "Introduction: Posing the Problem of State Collapse," in I. William Zartman ed., *Collapsed States: The Disintegration and Restoration of Legitimate Authority*. (Boulder: Lynne Rienner Publishers, 1995).
- (50) Robert H. Jackson, *Classical and Modern Thought on International Relations* (New York: Palgrave Macmillan, 2005), p. 119.
- (51) これは特に *The Global Covenant* と *Classical and Modern Thought on International Relations* で明らかにされているが、第三の論拠を除けば、*Quasi-States* からみ取ることが出来る。ジャクソン自身の価値規範自体に変化はあつても、彼の主権・国家 (その義務・責任) の理解は著書三冊においてかなり一貫している。
- (52) *The Global Covenant*, pp. 373, 415.
- (53) *Ibid.*, p. 373.
- (54) *Ibid.*, p. 373.
- (55) "International Community beyond the Cold War," p. 75.
- (56) *Quasi-States*, p. 21.
- (57) *The Global Covenant*, p. 415.
- (58) *Ibid.*, p. 385.
- (59) *Ibid.*, p. 384.
- (60) *Ibid.*, pp. 141-142.
- (61) *Classical and Modern Thought*, p. 42. 同様の指摘として *The Global Covenant*, p. 374.
- (62) *Classical and Modern Thought*, p. 42.
- (63) H・アル、前掲書、注七、二四頁。ジャクソンはアルよりもレボリエーションニズムないしソリダリストを明確に論敵として意識し、距離を置いているように思われる。
- (64) *The Global Covenant*, p. 426.
- (65) 中村研一「平和は可能か?」宇沢弘文ほか編集『国家とは: 岩波講座転換期における人間: 五』(岩波書店、一九八九年)、三〇二頁。
- (66) 同上、三〇四頁。
- (67) 同上、三〇四頁。
- (68) Report on the International Commission on Intervention and State Sovereignty, *The Responsibility to Protect* (Ottawa:

International Development Research Centre, 2001), ちなみにこの委員会には、M・イグナティエフやA・ロバートなども参加している。

(69) *Ibid.*, p. 17.

(70) マイケル・イグナティエフ(添谷育志、金田耕一訳)『人權の政治学』(風行社、二〇〇六年)、八五―八六頁。イグナティエフは二〇〇三年のイラク戦争を支持したため、彼の介入の言説については批判も多い。阪口正二郎「最近のアメリカが考える「正しい戦争」―保守とリベラル―」山内進編『正しい戦争』という思想』(勁草書房、二〇〇六年)、二二―二六頁を参照。

(71) *The Responsibility to Protect*, p. 17.

(72) 興味深いことに、M・ウォルツァーは二〇〇二年のDISENT 誌のなかで「*Just and Unjust Wars*」で立てた「介入して、すばやく出て行く」ルールを修正し、紛争後のカンボジアのように国家再建のための制度的・人的基盤を失った地域や、ルワンダ、コンボといった民族対立が深刻な場所、さらに国家が崩壊して準軍事組織や軍閥が割拠している地域に対して、長期的な介入、つまり(外部の権力による)国家建設を認めている。Michael Walzer, “The Argument about Humanitarian Intervention,” *DISENT* (Winter 2002), pp. 29-37.

(73) *The Responsibility to Protect*, p. 44. ちなみにこのレポート

トでは、国家建設活動という意味での平和構築を *Trust-building* の復活であるとすると批判に対して、破綻国家は国際社会がもはや無視できる状況ではない、という反論を行っている (p. 43)。

(74) “International Community beyond the Cold War,” p. 63.